

沿岸広域振興局長告示第52号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成22年10月29日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

1（1）名称 宮古市箱石休猟区

（2）区域 宮古市地内の国道106号と市道鈴久名横沢線との交点を起点とし、起点から国道106号を南東に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み電話ケーブル線川井・小国間中継光ケーブルL5-14号柱からL11-21号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域の西側の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を南に進み主要地方道紫波川井線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み市道中村線との交点に至り、同点から同市道を西に進み主要地方道紫波川井線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み民有林127林班4小班と民有林127林班2及び3小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み林道タイグラ線との交点に至り、同点から同林道を西に進み国有林三陸北部森林管理署192林班と民有林125林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み主要地方道紫波川井線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み林道川井・住田線との交点に至り、同林道を北に進み市道鈴久名横沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで

2（1）名称 宮古市平津戸休猟区

（2）区域 宮古市地内の国道106号と市道川内夏屋線との交点を起点とし、起点から国道106号を西に進み市道下平線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み国道106号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み国有林三陸北部森林管理署381、382、383及び380林班と384、385、387及び389林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに北に進み国有林三陸北部森林管理署290林班と2及び1小班、208林班ほ5、ち10、ほ3、り1、り3、ほ4、り5、り6、と、ろ6、ほ2、ろ7、ろ8、ろ10、ろ5及びろ4小班、206林班に2、た3、よ3、た4、た6、た7、た10、よ4、た11及びた12小班、207林班ち3、り3、り4、り2、い12、ろ1、ろ2、い7及びい4小班、205林班ち3小班、373林班は小班、380林班い小班と国有林三陸北部森林管理署208林班へ1、る2、に1、に6、に4、に5及びに7小班、206林班に1小班、207林班に5、に2、ち2、ろ、ろ4及びろ3小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み宮古市と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み市道川内夏屋線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで

3（1）名称 山田町水呑場山休猟区

（2）区域 下閉伊郡山田町地内の町道豊間根・関口線と町道上野線との交点を起点とし、起点から町道豊間根・関口線を南に進み町道関口線との交点に至り、同点から同町道を西に進み不動山林道との交点に至り、同点から同林道を南西に進み国有林三陸北部森林管理署47、51及び52林班と国有林三陸北部森林管理署48林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに北西に進み下閉伊郡山田町と上閉伊郡大槌町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み中ノ股沢と南ノ股沢の間の峰との交点に至り、同点から同峰を東に進み那智畑林道との交点に至り、同点から同林道を南西に進みさらに北東に進み町道那智畑線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み農道下野線との交点に至り、同点から同農道を東に進み町道山内線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道宇名田・日当線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道上野線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで

4（1）名称 山田町鯨山休猟区

（2）区域 下閉伊郡山田町地内の国道45号と町道サギの巣・妻の神線との交点を起点とし、起点から国道45号を南東に進みさらに南に進み民有林21、29及び30林班と民有林20及び19林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに南西に進み下閉伊郡山田町と上閉伊郡大槌町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに北西に進み石坂森頂上と

馬指野林道終点を結ぶ峰との交点に至り、同点から同峰を北東に進み馬指野林道との交点に至り、同点から同林道を北東に進み町道馬指野2号線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道馬指野1号線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道織笠・外山線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道織笠・礼堂線の交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道サギの巣・妻の神線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで